

ごみと資源物の出し方のルール

1 春日部市の分別ルールを守る

- 集積所にごみを出すときは、「可燃ごみ(P17)」、「不燃ごみ(P18)」、「紙・布(P19)」、「びん・かん・ペットボトル、有害・危険ごみ(P20)」に分別してください。

※「粗大ごみ」は、戸別収集(P21)の手続きをしていない場合は、集積所には出せません。

※「家電リサイクル法に定められた家電製品(P23)」、「パソコン(P23)」、「処理困難物(P24)」は集積所には出せません。

2

可燃ごみや散乱しやすい不燃ごみ、リチウムイオン電池を出すときは、透明または白色半透明の袋(45ℓ以下)を使う

※中身が確認できない袋(黒、青色のポリ袋など)は収集しません。
※レジ袋や段ボール箱、紙袋では出さないでください。



3 集積所に出す日と時間を守る

- 収集日は、収集区によって異なりますので、ごみを出す前にカレンダーを確認してください。
※一部の祝日では可燃ごみの収集を行いません。
- 収集日の**当日、必ず午前8時まで**に決められた集積所に出してください。
※交通事情などにより収集時間の変動します。収集作業後に出されたものは再収集しません。次回の収集日に出してください。
- **散乱防止や放火、資源物盗難防止のため、前日出し、夜間出しは避けてください。**
※散乱防止のため、防鳥ネットを貸与しています。詳細は、市役所リサイクル衛生課(048-797-8028)、庄和総合支所総務担当(048-746-9701)へ。



4 その他の注意事項

- 防鳥ネットを使用する時は、ごみにしっかかぶせて固定してください。
- 庭木の剪定、引っ越しなどで排出される一時多量ごみは、分別ルールを守り、数回に分けて集積所に出してください。
- 事業者に取り外しなどを依頼して出たごみ(買い換えやリフォームで生じた住宅設備・建具・内装材など)は、その業者に処理責任があるため、市で回収することはできません。
- **商店・事業所・会社・農業などの家庭生活以外から生じたごみ(事業系のごみ)は、集積所に出すことはできません。**
※事業系一般廃棄物…収集運搬許可業者へ収集依頼するか、直接処理施設へ搬入(有料)してください。
産業廃棄物…市の処理施設への持ち込み不可。産業廃棄物については埼玉県東部環境管理事務所(0480-34-4011)へ。



家庭から出たごみの分別フローチャート

飲料用のびん・かん、リサイクルマークがついたペットボトルですか？

いいえ

びん・かん・ペットボトル

はい

P20



新聞・雑誌・段ボール、布類で汚れのないものですか？

いいえ

紙・布

はい

P19



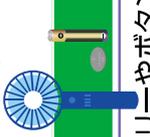
充電式電池を使用している20cm以下の小型家電やリチウムイオン電池、乾電池、ボタン電池、コイン電池、モバイルバッテリーですか？

家電リサイクル法対象品・パソコンは集積所へ出せません

有害・危険ごみ

はい

P20



※モバイルバッテリーやボタン電池(型式SR・PR・LR)は回収協力店も利用できます(P24)

いいえ

たて・よこ・高さの一番長いところ(一辺)が50cm以下のもので、生ごみ、紙、木、プラスチック製のものですか？

はい

可燃ごみ

P17



一辺が50cm以下の陶器・ガラス・金属製のものはですか？

はい

不燃ごみ

P18



一辺が50cmを超え2m未満のものはですか？

はい

粗大ごみ(有料ごみ)

P21・22



集積所へ出せないものとなります

- ◆家電リサイクル法対象品：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ◆P C リ サ イ ク ル 品：パソコン、ディスプレイ
- ◆事業系ごみ
店舗や事業所から出る事業系一般廃棄物・産業廃棄物は自ら適正に処理してください。
- ◆市で処理できないごみ(処理困難物)
建築廃材・住宅設備機器・車やオートバイ部品・薬品・マッサー・ジチエアなど

P23
P23
P15
P24

回収協力店 P24
モバイルバッテリー
・小型充電式電池
ボタン電池(SR・PR・LR)
消火器
医療用廃棄物
バイク、オートバイ